

# 仕 様 書

## 1 件 名

仙台第3合同庁舎鋳鉄製ボイラー点検保守

## 2 目 的

本仕様書は、仙台第3合同庁舎内に設置している鋳鉄製ボイラー設備を関係法令等に基づいて点検保守及び性能検査を行い、常に良好かつ安全な状態に維持することを目的とする。

## 3 対象機器及び数量

鋳鉄製ボイラー（昭和ボイラー社製 SAD-305SG）1式

## 4 履行場所

仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号

## 5 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 6 監 督

監督職員が本仕様書等の内容に適合するか否かについて、監督を行う。

## 7 検 査

検査職員が給付確認のため、検査を行う。

## 8 提出書類

### (1) 作業報告書 1部

作業終了後、速やかに作業報告書を監督職員に提出すること。

### (2) 緊急対応連絡表 1部

契約後、速やかに監督職員に提出すること。

## 9 仕 様

### (1) 労働安全衛生法に基づく性能検査及び人事院規則に基づく性能検査を有効期間の満了日（令和7年12月25日）までの2ヶ月以内（令和7年10月26日から12月25日）の間に行うこと。

なお、登録性能検査機関等による性能検査に立ち会うものとし、申請料は受注者の負担とする。

### (2) 鋳鉄製ボイラーに付属する燃焼装置、制御装置等の点検・保守は、消防法、消防法に基づく各地方条例、危険物の規制に関する政令、危険物の規制に関する規則、ガス事業

法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ボイラーの低水位による事故の防止に関する技術上の指針（昭和51年8月6日労働省公示第7号）、ボイラーの遠隔制御基準等について（平成15年3月31日基発0331001号）等の関係法令を遵守し適切に実施すること。

(3) 別紙のとおり点検を行うこと。

点検時期及び回数は次による。

① シーズンイン点検を11月中に行うこと。

② シーズンオン点検を運転期間中の適切な時期に1回行うこと。

(4) 下記部品を交換すること。

・ A型ガス微圧計 75Φ×10Kpa×10A 1個

・ A型主蒸気圧力計 75Φ×200Kpa×10A 1個

・ バーナー取付版/断熱材 セラミックブランケット 1式

FXL ブランケット 100 最高使用温度(°C) 1260 嵩密度(Kg/m<sup>3</sup>) 100

化学成分(%) Al2O3 48 SiO2 52 寸法(mm) 25

(5) 本仕様書による点検及び調整等の結果、修理、取替、交換等が必要となった場合は、別途実施するものとする。

(6) 本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(最新版)」(以下「共仕」という。)によるものとする。

(7) 本仕様書及び共仕に定めがない事項は、監督職員と協議のうえ決定する。

## 10 連絡及び指示事項

(1) 本仕様書に明記していない事項であっても、設備保守業務上、当然なすべきことは、受注者の責任において実施すること。

(2) 保守作業の実施に必要な電気、ガス、水道等の光熱水料は発注者の負担とする。

(3) 保守点検の実施にあたっては、原則として、平日(月曜日～金曜日(祝日を除く))の8時30分から17時00分の間で行い、実施日については監督職員と協議すること。

(4) 受注者は、不時の故障等に対し、最善の手段で対処すること。なお、故障、災害等により機能停止が生じた場合は、施設管理担当者等からの連絡を受け、可能な限り速やかに復旧措置を講じるよう努めること。

(5) 本作業の実施に際し、受注者が過失により、既存の施設、機器等を破損、滅失、その他財産に損害を与えた場合や保守作業に起因した故障及び不具合が生じた場合は、受注者の責任において直ちにこれを修復すること。

(6) 代金の支払いは1回払とし、検査合格後、適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。



4 付属品		
(1) 安全弁・逃し弁	<ul style="list-style-type: none"> <li>①分解清掃を行う</li> <li>②弁及び弁座の損傷の有無の点検</li> <li>③各部品を清掃し、損傷及び劣化の有無の点検</li> <li>④組立後、原則として吹出しテストを行う</li> <li>⑤取付ボルトの緩みの点検</li> <li>⑥漏れの有無の点検</li> <li>⑦テストレバーのあるものは、作動テストを行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イン</li> <li>イン</li> <li>イン</li> <li>イン</li> <li>オン</li> <li>オン</li> <li>オン</li> </ul>
(2) 排気管・ドレン管	詰まり、腐食、損傷等の有無の点検	イン・オン
(3) 逃し管	①詰まり、腐食、損傷等の有無の点検	イン・オン
	②保温材の脱落、損傷等の有無の点検	イン・オン
(4) 水面計	①分解清掃を行う	イン
	②弁またはコックの目詰まり、漏れ、腐食、損傷等の有無の点検	イン・オン
	③弁またはコックの開閉の良否の点検	イン・オン
	④ガラス管の汚れ及び亀裂の有無の点検	イン・オン
(5) 圧力計・温度計	①指針が大気圧の下で零点を指示することの確認	イン
	②汚れ及び損傷の有無の点検	イン・オン
	③導圧口、導圧管、サイホン管、コック等の詰まりの有無の点検	イン
	④温度計の感温部の腐食及び損傷の有無の点検	イン
	⑤正常値を示していることの確認	オン
	⑥取付部等の漏れの有無の確認	オン
5 バーナー	①ノズルの焼損、変形、汚れ及び詰まりの有無の点検	イン・オン
	②点火栓の焼損、変形及び汚れの有無並びに電極間の寸法及び位置の適否の点検	イン・オン
	③ディフューザーの焼損、変形及び汚れの有無の点検	イン・オン
	④燃料管の詰まり及び燃料漏れの有無の点検	イン・オン
	⑤前板の焼損、汚れ及び取付ボルトの緩み有無の点検	イン・オン
	⑥タイルの焼損、変形及び汚れの有無の点検	イン・オン
	⑦空気ダンパーの汚れ、損傷等の有無及び作動の良否の点検	イン・オン

6 自動制御装置	①盤内機器の取付状態の良否及び汚れ過熱、錆等の有無の点検	イン・オン
(1) 制御盤	②押ボタン、切換及びスナップスイッチの作動の良否の点検	イン
	③表示灯の点灯及び警報器の発鳴の作動の良否の点検	イン・オン
	④端子の変色、錆及び汚れの有無の点検	オン
	⑤ボイラー運転時の盤内部の温度の適否及び結露の有無の点検	オン
	⑥動力回路の絶縁抵抗を測定し、その良否の確認	オン
(2) 点火電極・絶縁碍子	①焼損、変形及び汚れの有無の点検	イン・オン
	②放電の良否の点検	イン・オン
	③配線の絶縁の良否及び接続部の緩み有無の点検	イン・オン
(3) 蒸気圧力制限器	①導圧管の詰まり及びベローズの亀裂の有無の点検	イン・オン
	②レバーの曲り、配線の緩み及び短絡の有無の点検	イン・オン
(4) 水位検出器	①フロート部を取出してフロートチャンバー内部の清掃	イン
	②フロートの亀裂及びベローズの破損の損傷の有無の点検	イン
(5) 火炎検出器	①火炎検出器を取出して検出部の汚れ、焼損、亀裂等の有無の点検	イン・オン
	②検出部の雄装着及び接触の良否の点検	イン・オン
(6) ばい煙濃度計	①投光器、受光器のフィルターガラス及びレンズを清掃し、損傷の有無の点検	イン・オン
	②光軸のずれの有無を点検及び指示計のゼロ点調整を行う	イン・オン
(7) 地震感知器	・ボイラー運転時に作動テストを行い、自動的に燃焼が停止することの確認	イン・オン